

6 就労条件 年次有給休暇の取得率が過去最高の56.3%に——厚生労働省調査

厚生労働省は10月30日、令和2（2020）年の「就労条件総合調査」結果を発表した。それによると、2019年（または2018会計年度）1年間の年次有給休暇の取得率は56.3%となり、前年（52.4%）よりも3.9%上昇し、比較可能な1984年以降で過去最高となった。

同調査は、民間企業における就労条件（労働時間制度、賃金制度等）の現状を明らかにするため、毎年1月に実施しているもの。調査は、常用労働者30人以上の民営企業6,406社を対象に実施し、4,191社（有効回答率65.4%）から得た有効回答を集計した。

取得率は56.3%で前年に比べ上昇

2019年（または2018会計年度）1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く）は労働者1人平均18.0日（前年18.0日）、そのうち労働者が取得した日数は10.1日（同9.4日）で、取得率は56.3%（同52.4%）となった。比較可能な1984年以降で見ると、取得日数は過去最多、取得率も過去最高となっている。

改正労働基準法の施行により、2019年4月から全ての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年休の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられた。改正労基法の施行が取得率を押し上げた形だ。

取得率を企業規模別に見ると、1,000人以上が63.1%（前年58.6%）、300～999人が53.1%（同49.8%）、100～299人が52.3%（同49.4%）、

30～99人が51.1%（同47.2%）となっている。前年と比べるといずれの規模においても取得率は上昇した。産業別に見ると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が76.8%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が41.2%と最も低い。

計画的付与制度導入割合が大幅上昇

また、労使協定により前もって休暇取得日を割り振る制度である「年次有給休暇の計画的付与制度」がある企業割合も43.2%となっており、前年（22.2%）に比べ21.0%上昇した。計画的付与制度がある企業割合を企業規模別に見ると、1,000人以上が46.4%、300～999人が46.9%、100～299人が45.0%、30～99人が42.2%だった。

計画的付与制度がある企業の計画的付与日数を見ると、「5～6日」が66.6%（前年39.6%）と最も高い。

厚生労働省の調査担当者は、「年5日取得義務化の労基法改正の影響により、計画的付与制度の導入割合も高まった」などとしている。

インターバル制度の認知度も上昇

調査では、勤務間インターバル制度の導入状況についても設問を設けている。1年間を通じて実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別の企業割合を見ると、「全員」が32.4%、「ほとんど全員」が33.7%となっている。「全員」と「ほとんど全員」の合計は66.1%だ。一方、「ほとんどいない」は2.1%、「全くいない」は13.1%だった。

勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合を見ると、「導入している」が4.2%（前年3.7%）、「導入を予定又は検討している」が15.9%（同15.3%）となっており、「導入の予定はなく、検討もしていない」が78.3%（同80.2%）だった。前回調査に比べ、勤務間インターバル制度を「導入している」は0.5%上昇し、「導入を予定又は検討している」も0.6%上昇した。

「導入している」企業割合を企業規模別に見ると、1,000人以上が11.2%（前年8.3%）、300～999人が7.9%（同4.4%）、100～299人が3.8%（同2.2%）、30～99人が3.7%（同3.9%）となり、前年に比べ300人以上規模で導入企業割合が上昇している。

一方、勤務間インターバル制度の導入の予定はなく、検討もしていない企業について、その理由（複数回答）を見ると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が56.7%（前年53.0%）と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が13.7%（同19.2%）などとなっている。前回調査と比較すると、「当該制度を知らなかったため」は、5.5%低下していることから、調査担当者は、「勤務間インターバル制度の認知度が高まっている。今後も、助成金の支給やマニュアルのセミナーなどにより中小企業を支援し、同制度の周知・徹底を行いたい」などと指摘した。（調査部）